

保護預り規定

(封緘預り・開封預り)

株式会社 富山第一銀行

1. 反社会的勢力との取引拒絶

この保護預りは、第7条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第2項各号の一にでも該当する場合には当行はこの保護預りの利用申込をお断りするものとします。

2. 保護預りでお取扱いできるものは次のものに限りします。

- (1) 国債・公社債・株券・その他有価証券
- (2) 預金通帳・預金証書
- (3) 契約証書その他重要書類
- (4) 上記のほか当行の認めたもの

3. 保護預りについての諸手続にはすべて、お届出印をご使用ください。

ご押印の印影をお届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて処理しましたうえは、その印章につき、偽造・変造・盗用・その他の事故がありましてもそのため生じた損害については当行は責任を負いません。

4. お預り品の引渡を請求されるときは、保護預り証とお届出印を窓口にご呈示ください。

5. お届印鑑は保護預りご依頼者本人であることの確認できる実印または当行の取引にご使用の印鑑をご利用願います。

6. 次の場合はただちに当行にお届出のうえ、所定の手続をお取り下さい。このお届けの前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (1) 保護預り証、お届出印を失われたとき、または毀損したとき
- (2) 印章、氏名、商号、代表者、代理人、住所、その他諸届出事項に変更があったとき
- (3) 前各号のほか、この取引に影響をおよぼす事項が生じたとき

7. 解約等

- (1) この契約は、本人または当行の都合よりいつでも一時停止または解約することができます。この場合、保護預り解約申込書に記名・押印のうえご提出ください。
- (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、本人との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの保護預りの利用を停止し、または本人へ解約の通知をすることによりこの契約を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ①保護預りの利用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③本人または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
8. 天災・事変・その他不可抗力によるお預り品の損害については当行は責任を負いません。
9. 法令の定めるところに従い、お預り品を調査する必要があるときは、当行はご通知することなく任意に開封することがあります。
10. 保護預りについての取扱手数料は当行所定の料率によって、ご指定の預金口座から引落しさせていただきます。預金口座からの引落しは、当座勘定約定書または普通預金規定の定めにかかわらず、当行所定の方法によるものとします。
11. 中途解約における手数料の返戻はいたしません。
12. 預り品の期日管理は原則としていたしません。
特にお申出のある場合は、保護預りのご依頼者の申し出に従い処理いたします。
13. 保護預りの依頼または預り品の返戻に際し、保護預り証の提示がないため、又は保護預り証と当行の元帳が合致しない場合、すべて当行の元帳に従っていただきます。
14. このお預り品または保護預り証は譲渡・質入することはできません。
15. 規定の変更等
- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
 - (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上